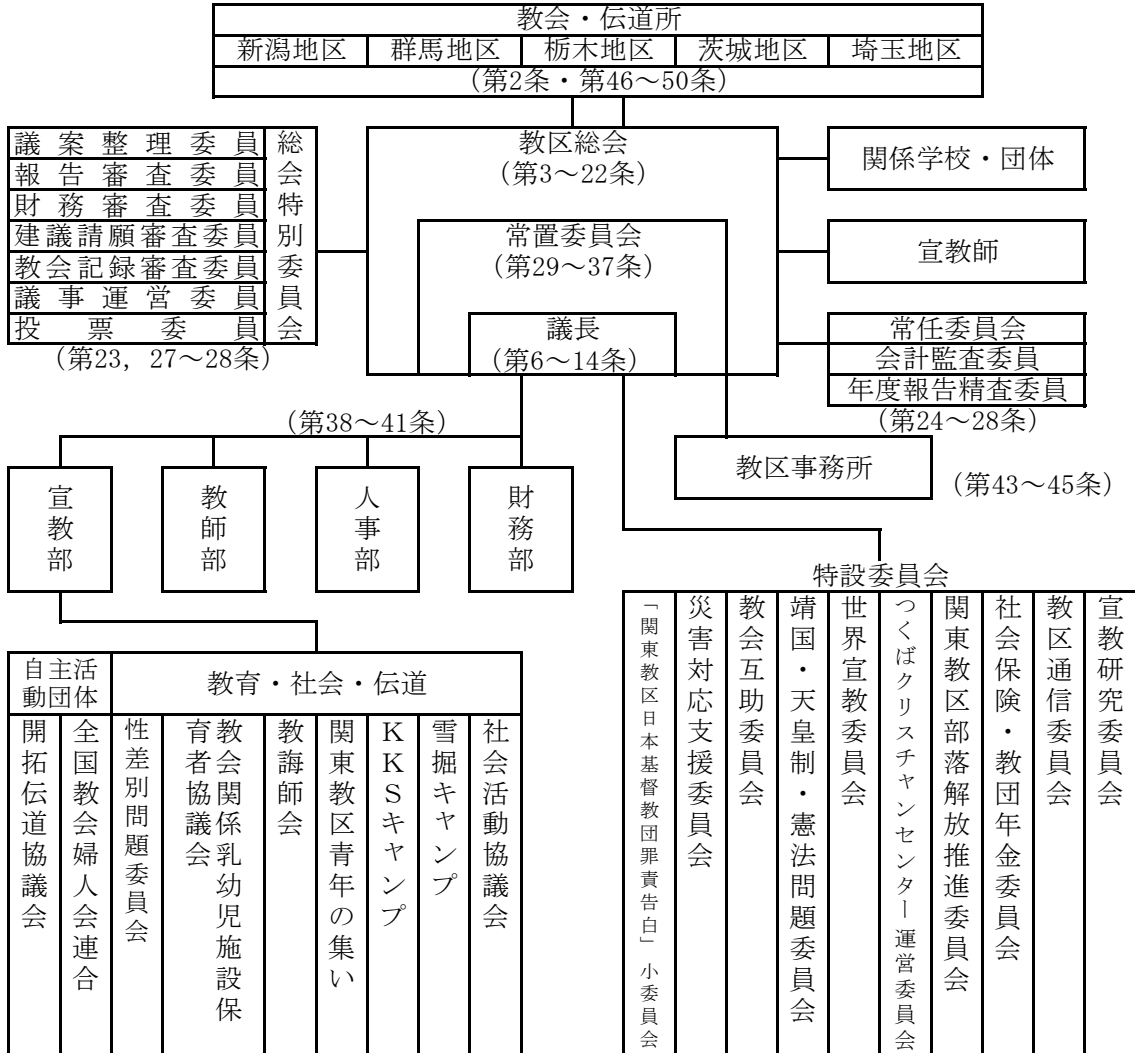


# 関東教区機構図



## 教区規則と機構図との関係

- 教区 第1条, 2条  
 教会総会 第3条～第23条  
 常置委員会 第24条～第28条  
 1) 会計監査委員 3名  
 2) 年度報告審査委員会 7名  
     常置委員1名、各地区長5名、主事  
 部 第38条～41条  
 宣教部 第38条、第39条①の(1) 教師4名、信徒3名  
 教師部 第38条、第39条①の(2) 教師5名  
 人事部 第38条、第39条①の(3) 議長、副議長、書記、教師2名  
 財務部 第38条、第39条①の(4)、第51条～第60条 5名  
 特設委員会  
 宣教研究委員会 3名(常置委員1名、ほか2名)  
 「教区通信」編集委員会 5名、書記陪席  
 社会保険・教団年金委員会 2名(常置委員1名、主事1名)  
 関東教区部落解放推進委員会 10名(委員長は常任常置委、その他)  
 つくばクリスチャンセンター運営委員会 常置委員1名、茨城地区推薦者  
 世界宣教委員会 4名(委員長:副議長、在日大韓基督教会担当1名、GMIM担当1名、宣教師1名)  
 靖国・天皇制・憲法問題委員会 7名(常置委員2名、各地区1名)  
 教会互助委員会 9名(委員長:副議長、各地区長5名、宣教部委員長、教師部委員長、財務部委員長)  
     陪席:書記、主事  
 災害対応支援委員会 10名(委員長:議長、統括主任:宣教部委員長、副議長、書記、主事、各地区長5名)  
 「関東教区日本基督教団罪責告白」小委員会 2名(常置委員)

